

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護
「三井陽光苑」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 三井記念病院が運営する特別養護老人ホーム 三井陽光苑(以下「施設」という。)の行う指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護は、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、入居者の立場に立ったサービス提供に努め、入居者の生活の安定及び充実、ならびにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭おいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。
- 2 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。
 - 3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4 施設の指定短期入所生活介護は、入居者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身の機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 施設が事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 三井陽光苑
- 2 所在地 東京都江東区新砂3-3-37

(職員の職種及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。なお、員数については、国、都、江東区の配置基準を下回らない数を配置する。

- (1) 施設長 1名(兼務)

施設長は、従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1名以上
医師は、看護師を指導し、入居者の健康管理及び保健衛生、診療及び治療等を行う。
- (3) 生活相談員 3名以上
生活相談員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員 56名以上
介護職員は、入居者の心身の状況に応じて、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護にあたり、入居者のリハビリテーションを日常の生活介護の中で実践する。
- (5) 看護師 4名以上
看護師は、入居者と従事者の健康を管理するとともに、医師の指示による処置並びに必要な機能訓練を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員への指導等の食事業務全般並びに入居者の栄養指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。
- (8) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 事務職員 必要数
事務職員は、必要な事務を行う。

2 前項に定める職員の他必要に応じて、その他の職員を置くことができる。

(勤務体制の確保)

第5条 施設は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

(利用定員)

第6条 施設の指定介護老人福祉施設の入居定員は、150名とする。

各階（2階・3階・4階）のユニット別の定員は次の通りとする。

- ①東ユニット 入居定員 12名
- ②南ユニット 入居定員 12名
- ③西ユニット 入居定員 13名
- ④北ユニット 入居定員 13名

2 施設の指定短期入所生活介護の入居定員は、30名とする。

(個室) 18室 18名

(多床室) 4人室 2室 8名

2人室 2室 4名

(施設サービス計画ならびに指定短期入所生活介護計画の作成)

第7条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の入居者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者及びその家族に対し、理解しやすいように説明し、文書により、同意を得るものとする。

2 指定短期入所生活介護の入居者については、相当期間以上にわたり、継続して入居することが予定される場合、短期入所生活介護計画を作成し、入居者及びその家族に対し、理解しやすいように説明し、同意を得るものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 入居者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または入居者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

2 サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで入居者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるように必要な援助に努める。

第9条 入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行う。

2 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切な支援を行う。

3 施設サービス計画に基づくサービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨として、入居者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行う。

4 サービスの提供にあたって、当該入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。

5 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

6 短期入所の間、入居者が清潔で文化的生活が確保されるよう、週2回以上の入浴と必要に応じた清拭を行うとともに教養娯楽設備等を整備し、適宜入居者のためのレクリエーション行事等を行う。

7 入居者の心身の状況に応じて、また入居者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

- 8 入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 9 食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。入居者の心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

なお、あらかじめ申し出があった場合、衛生上かつ管理上許容可能な一定時間、食事の取りおきをする、または欠食することができる。
- 10 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 11 入居者が相互に社会的関係を築くことができるようその意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。
- 12 入居者の嗜好に応じた趣味、教養、又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
- 13 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代行する。
- 14 常に入居者と家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会の確保に努める。
- 15 入居者の外出の機会の確保に努める。

(指定介護老人福祉施設のサービスの内容)

第10条 指定介護老人福祉施設のサービスの内容は、第8条に準ずる。

- 2 施設は、自らその提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 利用料の額は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。その他、食費と居住費並びに必要なかつ入居者の承諾により提供した日用品代、理美容代、娯楽サービス代等の実費相当額の合計額とする。

- 2 入居者が、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護（介護扶助）を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 3 利用料は、暦月によって、月額使用料を毎月支払うものとし、1ヶ月に満たない期間利用した場合については、日割り計算とする。
- 4 費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者またはそ

の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(緊急時の対応)

第 12 条 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、すみやかに適切な対応を行うものとする。

3 入居者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へもすみやかに連絡を行うものとする。

(入院期間中の取り扱い)

第 13 条 入居者が入院した場合には、施設利用の契約は終了したものとする。ただし、入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれ、かつその期間内に退院した場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるよう取り計らうものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 14 条 サービスを利用するにあたっての施設内での留意事項については以下のとおりとする。

1 入居者は、施設内の共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

2 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届け出るものとする。

3 入居者は、外来者と面会しようとするときは、入居者または外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。

施設長は特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定することができるものとする。

4 入居者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康検査は特別の理由がない限りこれを受診するものとする。

5 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、また施設に協力するものとする。

6 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排除したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。

(5) 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(災害・非常時の対応)

第 15 条 施設は、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員および入居者が参加する訓練を定期的実施するものとする。

2 入居者は健康上または防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他の運営についての重要事項)

第 17 条 その他、運営にあたっての重要事項について、以下のとおり定める。

1 当該事業の利用資格は、介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設または指定短期入所生活介護の利用資格があり、施設の利用を希望する者であって、利用料の負担ができる者、及びその他法令により入居できる者とする。

2 施設の利用にあたっては、あらかじめ入居申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居申込者の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

3 施設、設備の利用時間や生活上のルール等は、施設長が入居者と協議の上決定するものとする。

4 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。

5 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

6 施設従事者は業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持する。また同様に、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第 18 条 入居者または身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について入居者または身元引受人に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりとする。

(委 任)

第 19 条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

附 則 この運営規程は 2024 年 3 月 1 日から施行する。

(2002 年 5 月 1 日制定)

(2003 年 4 月 1 日改正)

(2004 年 1 月 1 日改正)

(2005 年 10 月 1 日改正)

(2018 年 4 月 1 日改正)

(2018 年 10 月 1 日改正)